

平成29年12月14日
原子力規制委員会

請負契約に係る納入物の検収不備に関する件について

標記の件について、別添のとおりお知らせします。

<問い合わせ先>

原子力規制庁 長官官房会計部門

参事官 原田 義久

担当：藤原・中崎

電話：03-5114-2103（直通）

請負契約に係る納入物の検収不備に関する件について
(検収の不備に関し予算執行職員等の責任に関する法律の規定による通知を行った件)

平成 29 年 12 月 14 日

平成 29 年 3 月、原子力規制委員会の職員 2 名（いずれも、30 代、長官官房、係長級）は、検査の補助者（※ 1）として、平成 28 年度の請負契約に係る給付の完了検査に当たり、納品物である成果報告書が契約の仕様を満たしていないにもかかわらず、「契約書のとおり相違ないので検査を完了しました」との検査調書（※ 2）を作成し、支出負担行為担当官に提出した。また、請負先には未納分を後日、瑕疵の補修として結果を提出させることとした。これら、検査の補助者が行った行為は会計法令に照らして適正であるとは認められない。

このため、原子力規制委員会は、予算執行職員等の責任に関する法律第 3 条第 1 項の規定に違反する、法令に準拠しない支出等の行為があったと認め、同法第 4 条第 4 項の規定により、本日（12 月 14 日）環境大臣から会計検査院及び財務大臣宛て通知しました。

原子力規制委員会は、研究業務の業務管理を徹底するとともに契約業務に携わる者を対象に庁内研修を行うことにより再発防止を図ります。

- ※ 1 支出負担行為担当官(契約担当官等)から契約の給付の完了を検査することを命じられた「補助者」。
- ※ 2 契約に伴う給付を受けた際に、その内容が契約の仕様に合致しているかを確認（検査）し、問題がない旨を証する書類。支払の際の証拠書類となる。

<事案の概要>

平成 28 年度の一般競争入札による請負契約「平成 28 年度使用済燃料プールの事故事象の解析（スプレイ冷却特性の評価）」については、同年度内に 3 項目の数値データの解析を行い報告書が提出されるべきところ、検査の補助者は、同年度内に解析を終えることができた 1 項目の結果のみが記載された報告書の提出が期限内にあれば、残る 2 項目は後日追完させれば足りると考え、平成 29 年 3 月 24 日、報告書の提出をもって、「契約書のとおり相違ないので検査を完了しました」との検査調書を作成して、支出負担行為担当官に提出し、残る 2 項目の解析については、後日、瑕疵の補修として結果を提出させることとしたもの。

<会計法令上の問題点>

検査の補助者は、給付は完了したが瑕疵があるため補修をさせるとの認識であったが、客観的には、給付は完了に至っていなかったため、誤った内容の検査調書が作成されたものと認められる。

なお、当該検査調書を根拠として代金約 2,570 万円の支払が行われた。報告書は全事項を記載したものが 12 月に提出され給付が完了した。

<財務大臣及び会計検査院への通知>

予算執行職員等の責任に関する法律第 3 条第 1 項の規定に反する、法令に準拠しない支出等の行為があったと認め、同法第 4 条第 4 項の規定により、本日（12 月 14 日）環境大臣から会計検査院及び財務大臣宛て通知した。

<再発防止に向けて>

原子力規制委員会は、研究業務の業務管理を徹底するとともに契約業務に携わる者を対象に庁内研修を行うことにより再発防止を図ります。

以上

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和 25 年法律第 172 号）【抄】

（予算執行職員の義務及び責任）

第 3 条 予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

2～3 （略）

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第 4 条 1～3 （略）

4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第 1 項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない

5～6 （略）

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）【抄】

（監督及び検査）

第 29 条の 11 （略）

2 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

3～5 （略）

予算決算及び会計令【抄】

（検査の方法）

第百一条の四 会計法第二十九条の十一第二項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

（検査調書の作成）

第百一条の九 契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。